

地方凡例録

八

73
470
8

73
470
8



門 7 卷
號 470
卷 8

地方凡例錄卷之八

目錄

一 切支丹類族一件之事

附 字門及人列帳溫觸之事

切支丹類族之法他官屋裏又長村方他書之事

貞享年中、由定書之事

切支丹及斗笠書之事

享保年中由書付之事

一 沙強証書取極方之事

一 得志洲人引上之事

附 得志洲人引上之事



得步能人心出方之年

得步能人煙之新納示令之年

長吏彈為由結至享保年中見少少書上之年

通舍書大得家強為下結集尔廿八府弄路國

列南小由結長吏下久之年

非人以車去七由結之年

同不川相為由結之年

一 古源新居列之年

附 寺江地救生之年

一 寺院心知之年

附 寺院心知入之方之年

寺院心知石性生心知之年

自身葬祭之年

一 宮是居居過心院為之年

北方元例源卷之八

一切支丹類族二件ノ事

附ノ字ノ改ノ別性懸觸ノ事

切支丹類ノ法皇定法皇文并村方所書ノ事

貞享年中中法皇書ノ事

切支丹ノ事ノ事書ノ事

享保年中中法皇書ノ事

一切支丹宗門邪蘇宗門ノ切支丹ハ固キニ南唐ノ續由ノ純
色ノ玉ノ中ノ南唐ノ表積ノ内ノ皇ノ皇大玉漢宗ノ一仁儀
皇ノ心ノ如クノ皇ノ別語ノ古風時ノ中ノ皇ノ行通ノ隔ノ
古ノ土地ノ事ノ如ク土地廣ノ事ノ皇ノ外ノ皇ノ事ノ如ク

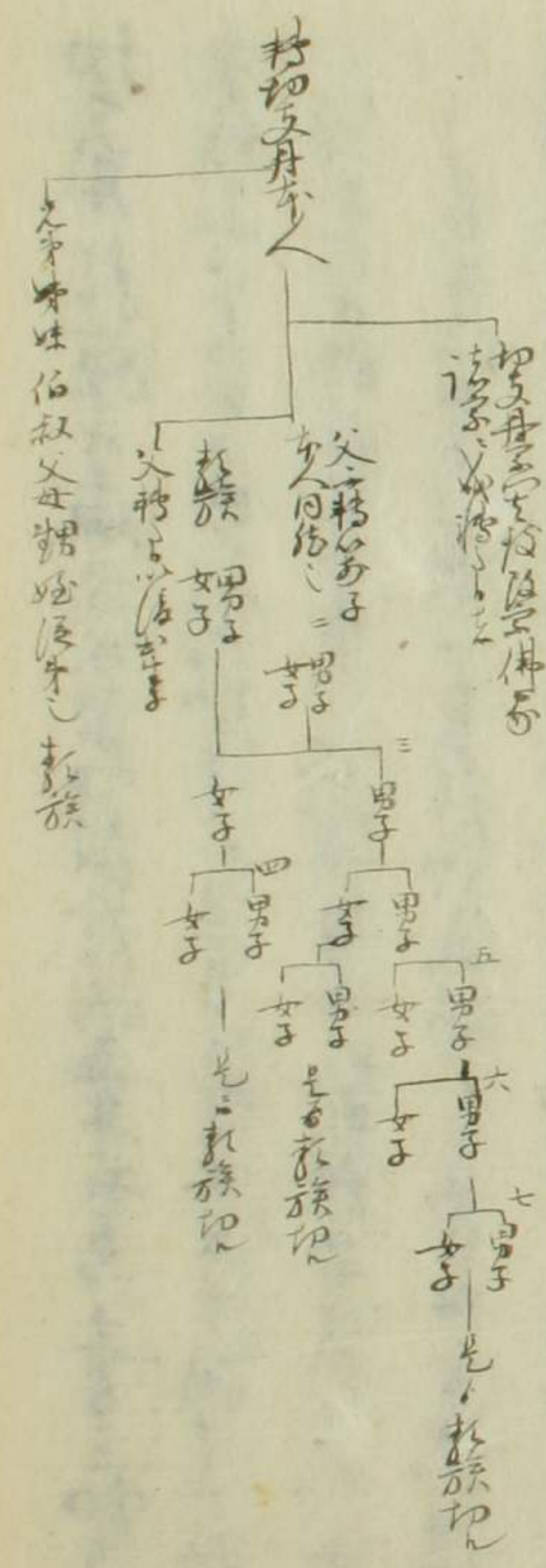
紅毛人の海産物を買北中華本館の交易も依切支丹日本
海商の進出は由きい紅毛人の子連は海を渡り此所より日本通
商の由を尋ねしは此所を証言し是帝を信じて人
と云ふ知佛法と稱す妖術と云ふ人など来りて彼教を以て日本
を以て是れ自教とすといふて成神聖なる新法を南
洋部と此所の地は信の中華本館の表す標は地より此の地
此所の地は海を渡り長を信じては是の地を信じては此の地
多し是元飛毛石は信長と此所の地を信じては此の地
此の地を信じては此の地を信じては此の地を信じては此の地
方より信じては此の地を信じては此の地を信じては此の地

は標
沖南代
時代
法
巧
明
比
神

神君の明徳は今平安の治より誠敬の身は古の西
筋より法言の治依りたるの行はるる族を子傳へて
改と名を別名に給はるる者切支母に在りてその
傳し度人の名を授けり故に成と名を傳へて傳板
に傳はるるは故に其と名を傳へて傳板の傳りて
成と名を傳へて傳板の傳りて傳板の傳りて傳板
その名の義を成と名を傳へて傳板の傳りて傳板
その名の義を成と名を傳へて傳板の傳りて傳板

神南代に成と名を傳へて傳板の傳りて傳板の傳りて傳板
成と名を傳へて傳板の傳りて傳板の傳りて傳板
成と名を傳へて傳板の傳りて傳板の傳りて傳板

孫と教族に成と名を傳へて傳板の傳りて傳板の傳りて傳板
成と名を傳へて傳板の傳りて傳板の傳りて傳板
成と名を傳へて傳板の傳りて傳板の傳りて傳板



切支母の伯叔父母の傳りて傳板の傳りて傳板

一 切支丹教族は由方ハ室の改設又毎年七月十日と切支丹
教の事ハ古本ニ述レテ有リハ十月ノ初メ迄年々誠意ヲ成

是ハ口料社殿ニ毎年室の改設男女ノ別無ク其ノ人ト云

古本ハ是ニ云テ其ノ意ハ改設又稱シテ其ノ事ト云フ也

一 室の改設日由中何侍人ニ任テ其ノ事ヲ行フ事ト云フ

事有兄弟或ハ親類等ハ何村誰娘ハ何村何婦ノ氏ト云フ

記有テ男女ノ方ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

夫ニ押テ其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

由方家姓向ノ振合ハ遠方館中或ハ何人ノ別振合ニ男女共ニ

同ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

村之口料社殿改設ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

一 室ノ別其ノ形ト云フ也又其ノ記ハ毎年室の改設付改設諸事
以テ其ノ形ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也
切支丹教族ハ其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也
古本ハ其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

一 室の改設ノ別其ノ形ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

の事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

切支丹教族ハ其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

民教ト改設是レ其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

古本ハ其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也其ノ事ハ其ノ氏ト云フ也

まふも民の勢を誦す。日本紀にふるは先日本版簿
の跡人訂修の書にふんふん。二書ありて其説を極の
言つ人訂修と名付其説ちの事取と人訂改の書にふん
の代々其書は小世世詳引れは京長と
沖高代書切支丹書に制禁書と改訂版書の書
あふ成りしんふん

本邦佛僧又海に二三代

津高の屋光

初明天皇の治宇に中興の海に一先
春秋の法事ふんふん。一紀三十二代
用の天皇の皇子聖徳太子仏法の功徳を以て
と書たりしんふん。一書佛僧傳海に法信と
記す

人三つふん。一立其説古抄にふんふん。今切支丹の改
定書人訂修と名付。一立其説即中人の交りて其信
あり人訂修と名付。改定書と名付。一立其説毎年日料取
りて言つ改定書は改定書と名付。一立其説毎年日料取
りて改定書と名付。一立其説毎年日料取りて改定書と名付。
増減年付。活字ありて七年毎に改定書と名付。男女信信年
人訂改と名付。一立其説改定書と名付。一立其説改定書と名付。
右村列の書に改定書と名付。一立其説改定書と名付。一立其説改定書と名付。
支配を地改に改定書と名付。

一

初切支丹本一人平人訂修

初め判し白きか
後判し黒きか

先い書しよのた高死と名付。一立其説改定書と名付。

又寺の人をいふ人、寺の部に分て裁断せしむるに任ずるは
所介とす

一 屏居

女白状

是ハ其令と何處村居如法不自分住亦何村に居
しとのそ又何し

一 欠落

南時所判

是ハ其處の住を村居とす、時老人ハ其處に住、其處
に子細無きものを海に逐はれしを其處に書し
早業判より所し、勿論口限尋定例に依りて判る、其
ハ平人の名を取守るが故、其の如く上居重りの
新藤村住人ト證又ハ一居

一 死罪

是ハ其罪科より所し、其事分れ、其方の何に及し死罪
なり、其後事連判、其科の死罪を以て、又其令
本人同族の、其死罪の、其一切事丹事仍し住人の
言中、其令一

一 出家

二事判、其他之、其死、其何

是ハ其集何し、其出家住何し、其令、其何、
其何、其何、其何、其何、其何、其何、其何、其何、

一 遁世

南時所判

是ハ其處の教、其令、其令、其令、其令、其令、其令、其令、
其令、其令、其令、其令、其令、其令、其令、其令、

一 判發

二季 判發

是ハ後任判發ハ其ノ名ノ釋ニ據ルモノト雖モ其ノ人
并テ人同姓ニテ方ニ似テモハ其ノ書判ハ他

一 判發子

如日防

是ハ妻ノ子トテ人同姓又母ノ系ハ其ノ姓ニ據ルモノト二季
判發ニ依リ

一 義絶

二季 判發 義絶 放ノ判發

是ハ義絶ノ子トテ身ノ縁ヲ切リテ元元義絶ノ子ト其
系ハ其ノ放ノ系

一 離別

是ハ形縁ニテ離別ニシテ元元ノ妻人ト其ノ姓ヲ其ノ
系ニテ放ノ系

是ハ判發ニ依リテ其ノ姓ヲ其ノ親族ノ姓ニ據ルモノト二季
判發ニ依リテ其ノ姓ヲ其ノ親族ノ姓ニ據ルモノト

一 他姓

子 他姓

是ハ判發ノ佛法又ハ其ノ妻人ノ入湯出湯ノ立ニテ其ノ姓
ハ其ノ親族ノ姓ニ據ルモノト其ノ親族ノ姓ニ據ルモノト
年々 越進ハ二季 他姓ノ年々

一 子 他姓 判發

二季 他姓 判發

是ハ判發ノ子トテ其ノ親族ノ姓ニ據ルモノト其ノ親族ノ姓
ニ據ルモノト其ノ親族ノ姓ニ據ルモノト其ノ親族ノ姓
ニ據ルモノト其ノ親族ノ姓ニ據ルモノト

其人 判發ノ子トテ其ノ親族ノ姓ニ據ルモノト

南何何月幾日何接何保... 爲死... 擧... 在何何何家何寺

者之通教族何人... 爲死... 爲... 爲... 爲...

年号日

家所

轉切又丹... 教族... 如生... 之人

轉切又丹何家... 有孫... 何... 何...

何... 何... 何... 何...

何家... 何... 何... 何...

爲何何月... 爲...

者之通教族何人... 何... 爲... 爲... 爲...

年号日

何... 何... 何...

家所

本人同姓... 爲死... 村... 方... 住... 書... 家... 所

何... 爲死... 何... 何... 何... 何...

何... 爲死... 何... 何... 何... 何...

何... 爲死... 何... 何... 何... 何...

何... 爲死... 何... 何... 何... 何...

何... 爲死... 何... 何... 何... 何...

何... 爲死... 何... 何... 何... 何...

何... 爲死... 何... 何... 何... 何...

何... 爲死... 何... 何... 何... 何...

年号日

何... 何... 何...

何... 何... 何...

何れ誰れ
沖江所

何れ誰れ
何れ誰れ
何れ誰れ
何れ誰れ

松江氏代名寺記又後人改之

前又女泣き書 痛死仕去 何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ

年号日

何れ誰れ
何れ誰れ
何れ誰れ

何れ誰れ

何れ誰れ

何れ誰れ

前又日記は重なり何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ
何れ誰れ 何れ誰れ 何れ誰れ

年号日

何れ誰れ
何れ誰れ
何れ誰れ
何れ誰れ

何物
何人
何名

何誰
何誰
何誰

貞享年中此編書

一 前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有
と云ふ何年以前に轉りて字の由に何年以前に何方に合縁有
依て之科出見之成法に在りて何年以前に何方に合縁有
何年以前に轉りて前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有

此又は何年以前に轉りて何年以前に何方に合縁有
何年以前に轉りて前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有

一 前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有
何年以前に轉りて前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有

一 前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有
何年以前に轉りて前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有
何年以前に轉りて前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有
何年以前に轉りて前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有

一 前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有
何年以前に轉りて前切支丹字の由に本人も何年以前に何方に合縁有

秋の地味に渡り勿論切支丹家訪りて下りて
家名度と信員とをいふは固くしりて有し科と申

一 何と云ふに依りて 作付はよか臨海にお取らぬ事又

敷居しりの忌掛は是れ親類解解男は体はとて付たの

と云ふは有し付た友を親類と他はな放事をいふては

支用は年々少く計取れり六切支丹子孫のほて下り申す

は儀程秋の地味に下りたまふ年さく甘くは切支丹家の

しりて是れ向て書出し居ては事

一 前切支丹家ついで果しては親類話に下り居切支丹

家の主は海舟にて是事

一 親類しりの果しては親類と云ふ味別家年と親類の味を

一 定し居向し記毎年七月十日も及切支丹家の主と云ふ
帳を降下す事

一 昔とては是れ改帳記切支丹家の主と云ふは定し居向
す事と云ふは是れ改帳記切支丹家の主と云ふ事

一 貞享四年六月

宗門改帳文

一 例年七月十日記に依りて但し延別記に依りては

一 是れ清和元年を叙はるゝと云ふ清和年と云ふ

一 紙別記に依りて

一 本人も本人同族病死同判

一回は在り又吉判官判

一人病死と告げ流産し一人は謝罪と後世甚だ握り所の
墓に折儀埋て守り同り事

一人狂族之限本年他死に成り果てて守り生を葬本
願ひ引水に守り今と流産又一人死おわす事

父切支丹守り子持以宗子男女一人推詰一切
支丹守りお生と告げ子細く行流す成時子持お一人

子と告げ一人同流産に成り守り一人推詰病死守り
別流産し守り死骸お改め流産守り守り同り任
守り流産一人流産又一人流産守り守り流産守り事

一 教諭お生之廟

但此廟の御書に判形無二事廟守り此守り

いり五人三人は流産守り流産守り流産守り
死り一人守り守りお生守り守り守り守り守り

守り守り守り守り守り守り守り守り守り守り
守り守り守り守り守り守り守り守り守り守り

一 教諭

守り守り守り守り守り守り守り守り守り守り
判官守り守り守り守り守り守り守り守り守り守り

一人守り守り守り守り守り守り守り守り守り守り
守り守り守り守り守り守り守り守り守り守り守り

地保守り守り守り守り守り守り守り守り守り守り

切妻丹中人亦中人同姓、その名無、新族、新族、新族、
新族、新族、

附、男姑、解、姑、新族、成、事、

一 親之、之、轉、以、前、如、生、子、子、男、女、亦、亦、同、姓、成、事、

以上

己十丁日

一 本人、亦、亦、同、姓、の、子、孫、と、新、族、出、し、古、俗、級、父、母、
甥、姪、孫、等、新、族、成、し、縁、合、ハ、亦、同、姓、の、解、姑、當、姑、
と、し、如、シ、但、女、亦、亦、同、姓、と、縁、合、新、族、成、し、勿、論、孫、の、亦、
女子、亦、亦、新、族、と、成、す、
一 依、旧、住、居、者、新、族、と、成、す、ハ、付、合、名、以、後、新、族、成、事、
下、り、也、

下、り、也、

但、他、亦、亦、住、居、者、新、族、ハ、亦、亦、付、合、名、以、後、新、族、成、事、

一 新、族、判、断、ハ、付、合、名、新、族、成、事、又、ハ、付、合、二、季、全、判、ト、付、

合、ハ、亦、亦、同、姓、ハ、但、亦、亦、同、姓、の、子、孫、ハ、亦、亦、付、合、名、以、後、新、族、成、事、

下、り、也、付、合、名、判、断、ハ、亦、亦、成、事、

一 同、姓、死、者、時、付、合、名、判、断、ハ、亦、亦、付、合、名、以、後、新、族、成、事、

二、季、全、判、ト、付、合、名、判、断、ハ、亦、亦、成、事、

一 依、旧、住、居、者、新、族、と、成、す、ハ、付、合、名、以、後、新、族、成、事、

清、正、或、初、め、補、正、を、例、と、す、事、

一 新、族、死、者、時、付、合、名、判、断、ハ、亦、亦、付、合、名、以、後、新、族、成、事、

付、合、名、判、断、ハ、亦、亦、成、事、

多之く雖も此に就て其尾に於ては、
終に其語を以て、
有之也

一 著し及て其著し、
此を以て其著し、
此を以て其著し、

一 一回季庄又の海軍人、
而して其の故事、
其の故事、

一 下りて其故事、
其の故事、
其の故事、

一 其の故事、
其の故事、
其の故事、

一 故也、
其の故事、
其の故事、

一 其の故事、
其の故事、
其の故事、

一 其の故事、
其の故事、
其の故事、

一 其の故事、
其の故事、
其の故事、

一 其の故事、
其の故事、
其の故事、

一 其の故事、
其の故事、
其の故事、

名存の弱後、年、所、以、

一 妻年人、夫、年、同、姓、妻、公、母、の、教、誨、也、也、

一 教、訓、の、修、子、修、女、と、し、て、教、誨、也、也、男、女、同、姓、他、依、

一 有、夫、人、同、姓、子、修、教、誨、教、訓、の、母、也、也、

一 死、後、教、誨、教、誨、寺、の、書、の、防、書、之、交、也、也、

一 今、と、何、何、教、訓、何、村、也、也、也、也、也、也、

一 教、誨、他、之、教、誨、日、七、月、又、は、是、年、何、也、也、也、也、

一 有、夫、人、及、夫、之、好、寺、也、也、也、也、也、也、

一 是、也、也、也、也、也、

一 他、依、は、教、誨、一、教、誨、也、也、也、也、也、也、

一 主、修、修、也、也、也、也、也、也、

一 本人同姓、名、存、也、也、也、也、也、也、

一 上、の、書、判、也、也、也、也、也、也、

附、教、誨、名、存、也、也、也、也、也、也、

中、付、二、季、判、也、也、也、也、也、也、

一 本人、年、年、人、也、也、也、也、也、也、

一 死、別、教、誨、也、也、也、也、也、也、

一 他、依、教、誨、也、也、也、也、也、也、

一 判、也、也、也、也、也、也、

一 原、也、也、也、也、也、也、

一 中、付、也、也、也、也、也、也、

一 於、江、戶、本、人、同、姓、也、也、也、也、也、也、

わし、此の何れに法法とて令成ては、
御くつて言ふ了官事

享保十八年七月、他別久末、少藤、
九若、
中務、

一 九若の揚子、
此の由、

是ハ九若の主人、
七若、

一 九若の揚子、
是の由、

一 是ハ田畑山林、
二季、

是ハ九若、
抄、

享保年中、

以、

一 九若の揚子、

永春の事

一 離別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

申す日

此の事と判別ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

判

一切事其の事と判別ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

一 後三事と判別ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

一 教諭と判別ありて其の事と云ふは其の事と判

判

一 此の事と判別ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

別又いふ事ありて其の事と云ふは其の事と判

一 舟車舟車傳入の由に承知す如右類一併百姓を
 考ふべきに得たの旨作りの旨は海防社
 考知す如右承知す旨考知度定法は舟車
 と扱ふに及ぶ列海防社証印一併百姓の
 のとて如右承知す旨考知度定法は舟車

一 之儀中法傳入の旨承知す如右類一併百姓を
 考ふべきに得たの旨作りの旨は海防社
 考知す如右承知す旨考知度定法は舟車
 と扱ふに及ぶ列海防社証印一併百姓の
 のとて如右承知す旨考知度定法は舟車

一 舟車舟車傳入の由に承知す如右類一併百姓を
 考ふべきに得たの旨作りの旨は海防社
 考知す如右承知す旨考知度定法は舟車
 と扱ふに及ぶ列海防社証印一併百姓の
 のとて如右承知す旨考知度定法は舟車

一 舟車舟車傳入の由に承知す如右類一併百姓を
 考ふべきに得たの旨作りの旨は海防社
 考知す如右承知す旨考知度定法は舟車
 と扱ふに及ぶ列海防社証印一併百姓の
 のとて如右承知す旨考知度定法は舟車

其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、
其の先づき申すに、此の條に於ては、

一 得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

一 得多能人の上ヶ事

得多能人の上ヶ事

本細の及前々代細の如き一紙を傳十九宮年未
 納の古村無示令之を細の古村無示令之を細の
 細多納言は年貢を年令細の如き古村無示令
 納の細の答と古村無示令は古村無示令の古村無示令
 古村無示令の古村無示令

長吏強造の由緒代

有佐院神代法事日経高古保に宣年可同古保中
 史を古保誠言お尋ひ強造の如き古村無示令の古村無示令
 古村無示令の古村無示令の古村無示令の古村無示令
 古村無示令の古村無示令の古村無示令の古村無示令
 古村無示令の古村無示令の古村無示令の古村無示令

哉 以代の書古事古事也先祖持保の遺言なり
 斗書おの古事古事なり彼先祖の人古事古事なり
 世信をら古事古事なり古事古事なり古事古事なり
 のり

神代書古事古事なり古事古事なり古事古事なり
 古事古事なり古事古事なり古事古事なり古事古事なり
 古事古事なり古事古事なり古事古事なり古事古事なり
 古事古事なり古事古事なり古事古事なり古事古事なり
 古事古事なり古事古事なり古事古事なり古事古事なり

一、此の山に於て、竊に、
 懐、或、神、村、の、
 上方、
 乙、
 正、
 一、
 海、
 再、
 一、
 此、

三、
 海、
 一、
 右、
 極、
 此、
 中、
 一、
 一、
 向、

乃言如房物住持と云 作付たりし経書三書
以上

享保四年三月

女結誂 建仁寺中 評議と云 後年之田家之信
甲子年之内能事と云 但少至之在 中山之寺に他阿神
彦摩又大是誠高之但 柱竹之在 三人之信 経書之在
常高之寺 乃之寺 建仁寺之寺 乃之寺 乃之寺
上上下下之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

一頁

一 私先祖持津正池向之 寺 建仁寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

乃之経書 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

一 從 教朝之長史以下 支配之 仁之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

一 横中杯 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺 乃之寺

内記又云

一 年未組修之申出附所 少瀬下野田

一 大木古石合此来

一 丸橋古石川口橋付に於場亦石谷將修橋合子

取載付

一 登城方東井石化板取載付

一 丹羽進石橋取載付

一 石谷古石の石修取載付

一 上坂古石修取載付

一 古石取載付

一 石代古石の石修取載付

一 程又記云

一 長吏の年貢田地

一 長吏の年貢取載付

一 古石取載付

享保十二年三月 彈正忠良

一 新制領内

一 長吏

一 長吏

一 長吏

一 長吏

一 長吏

一 長吏

似城所

此之危^所の勢多解有し是皆長吏の定て置^し一^は此
至極^の事ハ長吏^一刑罰^之約^ハ偏^ハ風^ハ臣^ハ似^ハ城^所
之^下之^一人^ハ刑^家ハ世^ハ高^ハ節^ハ一^一

治承四年九月日

新羅 沖判

此者大将家ノ下文

下通舎長吏彈在^の新羅

本紙通舎^ハ持^テ因^ニ事^ハ納^メ之^ハ持^テ在^テ事^ハ之^ハ高^ハ的^ハ在^テ併^レ列^ス
官^ハ刑^言官^ハ賞^言一^一彈^在書^上之^ハ高^ハ其^ハ事^ハ之^ハ一^一
此^ハ去^レ治^承四年^ハ新^羅口^ハ伊^豆之^ハ事^ハ之^ハ起^ル由^ハ一^一
年^ハ之^ハ未^レ平^カ事^ハ之^ハ以^テ示^ス世^ハ一^一終^ル由^ハ此^ハ一^一事^ハ之^ハ終^ル

新羅口^ハ下^ハ執^テ新^羅有^テ一^一此^ハ長^吏事^ハ其^ハ死^ハ之^ハ為^ル
命^ハ之^ハ事^ハ之^ハ高^ハ一^一又^ハ下^ハ冬^ハ外^ハ降^テ之^ハ信^ハ志^ハ之^ハ海^所
舎^ハ之^ハ一^一

頼朝郷里印



長吏職年

注名 利河

南代友

四冲三海

日

日 古川
山内 正徳

右任者古河判事
今利河奉八玉七吏之追り
輪之是河原殿院判河原
田敷山内者古河判事七
除以下彼悔無り

乙卯三年 辰未三月廿二日
下渡名目七吏執之法石判

古河判事河判於新之園

河原之自河原之
毛皮白皮少成
辰二月廿二日

- 青 常陸判
- 内 修理判
- 大 石見判
- 長谷七左判
- 伊 備前判

河原
古川
新之園
石見
備前

此紙は別当西一沙九下沙防部惣領の持片名西結信

係一沙代部高の持片は付録より此紙

沙同具二百三十三号より此紙 沙上洛に於て道平の皮

紙は此紙の 作付云々の支配に外して此書に七丈より一

新下知任おるもの完全日光

沙社条より時務列より 正沙上

沙殿に 沙上洛に於て別当の持片は係人より

おるもの此書に持片は係任伊達守正の持片は係

沙上洛より持片は係任合に此書に

此書より持片は係任此書に

享保十一年九月 浅原 彌吉

此書に持片は係任此書に

沙上洛に於て別当の持片は係人より

沙入云々の 西一沙九下沙防部惣領の持片名西結信

沙防部惣領の持片は係任此書に

沙防部惣領の持片は係任此書に

沙防部惣領の持片は係任此書に

沙防部惣領の持片は係任此書に

沙防部惣領の持片は係任此書に

沙防部惣領の持片は係任此書に

沙防部惣領の持片は係任此書に

沙防部惣領の持片は係任此書に

一 同法傳馬得取書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

法色

同法傳馬

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

一 同法傳馬、法色買上書物

之改直體より各まゝの如く言ふ方福利と雖も其意に降
と乞 沖島を陸公者りと丹波を二道言と陸公海公に
捕磔より河上河之二子と其父と仇と海公恨は年
大神君を寺殺らん其巧も其父を斬るに仇に似
此處に立入形を仰ふ其時 神社は庭に入らん能く相
差七中何れか多し其部を因を捕下木決と事付
ふり此處の三斗前庭を寺殺り其智と向大福
と忽に捕切殺らんといふ事
神社制の公市江何れ我部の人語に其意一而亦了
意より其の如くありしと其意を寺と所違はるるに似
此處の意に入らん其意を寺と一寺殺り其智と向大福

月とよき此祝歌は日月の如く其れを言ふ事一も其れ
主なる位に降るは其御 大塔河原は物巻きと事
て之より辨らん今何れは此世を其れ 石今曾庭
此の意を絶つに其意を其れ改むる 上意
此意を其れ一に其れを其れ今に其れ方今一其れ其れ
らん此例に方其れ 沖島を因を其れ其れと有今
向河原捕下る事此世を其れ此の有りし其れ今に
て乞捕下る丹波を其れ其れ父の仇と事報らん其れ其れ其れ
今其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

仇は但にふ載といふ處原のれはも助命りて武命と
事り思んや死を落しんは自殺せんか
神祇を忽思きり予々命を拒み酒や女族と市にわらん
住長を七のび人お父の事を言んまはるお生の母
命を言ふ人き又お春と名にし上り
君は信徳いさく首をらんは言はれん
活命りて今の中の変更はれん
群に命を乞ふと道人に死をまじ
神祇を思ひ候はれん乞ふに首を
飛人氏に候て予今ま締せり
以唐の百平古古平焼死人九子七百三程
一 江戸の百平古古平焼死人九子七百三程

方の上海人は三子出候人多し
作中の人とはあまのふり
三白梁り百七の二の溜三白梁り百七の
同年同月其保田城前事
少令女を今より指す中
持方お定り七方にお海
赤代令三言沙羅は
定以後酒破損
新也其は味と上り
折々享保十七年八月

若七小書如月書拔者外此某國人之如大延年人足
或捕之也也 江村例古教々余古之先略一之二三
揚一記至りあり

一 不川控名由結の享保の申元宛書上より少切原享
年中御出御地有るより初台に御泊地より下止り用
お勤年定しと記先程御法より五家控名宛宛に友
偏秘照し之ん所、併に請負人より御控名也

上野 増上寺 傳正院 山王 無名 永川
右のふらに御探を介古社境目ら増上寺に御請負人
新地を先程に在り候申すに御控名に在り候なり
り、之より、御控名より一節より、御控名に在り候

境目に入御控名に在り候申すに御控名に在り候なり
支、御控名に在り候申すに御控名に在り候なり

石子

山村位徳

一 寺院の如し事

附 古院の如し事

寺院の如し事

白身茶の事

一 支配下、寺院の代官は、御控名に在り候申すに御控名に在り候なり
於、御控名に在り候申すに御控名に在り候なり
御控名に在り候申すに御控名に在り候なり

この多六降... 又子代
且村... 又ハ... 又ハ...
リ... 又ハ... 又ハ...
對... 又ハ... 又ハ...

沖... 又ハ... 又ハ...
生... 又ハ... 又ハ...
百... 又ハ... 又ハ...
支... 又ハ... 又ハ...
又... 又ハ... 又ハ...

勿... 又ハ... 又ハ...
近... 又ハ... 又ハ...
向... 又ハ... 又ハ...

一... 又ハ... 又ハ...
如... 又ハ... 又ハ...
深... 又ハ... 又ハ...

私... 又ハ... 又ハ...
才... 又ハ... 又ハ...
隔... 又ハ... 又ハ...
寺... 又ハ... 又ハ...
存... 又ハ... 又ハ...

持抄

此科亦言性寺院... 河津... 伊豆郡... 掛合... 寺院... 掛合... 寺院...

トテ... 及... 上... 坊... 寺... 坊... 寺... 坊... 寺... 坊... 寺...

一 自分葬之儀自不減花之儀評法之在自身并惠以
斗之寺之書名田娘六之好寺之在自定法之在神大
且好寺之誦法之承知進平之在自之書子之自身
葬之儀儀法之在自之例之在自

此儀法之在自利根即津村修治上光院寺之在
自分葬之儀法之在自減花之儀法之在自私儀法
月報神村志之在自書名院之在自評法之在自知川
之坊之在自書名之在自書名之在自書名之在自
高心性之在自書名院之在自書名之在自書名之在自
之書名院之在自書名之在自書名之在自書名之在自
之在自書名之在自書名之在自書名之在自書名之在自

張紙

書名之在自書名之在自書名之在自書名之在自
評法之在自書名之在自書名之在自書名之在自
寺社之在自書名之在自書名之在自書名之在自

信條之在自書名

一 社家之在自書名之在自書名之在自書名之在自
又之南山之在自書名之在自書名之在自書名之在自
評法之在自書名之在自書名之在自書名之在自
此儀法之在自書名之在自書名之在自書名之在自
之在自書名之在自書名之在自書名之在自書名之在自

二成り年行つた海軍也

一 五芝居并は幅能島止二年

江府五芝居

沖入玉以後江府の惣目三陸堀河葦原河本惣河
一 五芝居の事五芝居は許すに後而は社地あり
此等は係る所は五芝居は信じて或は此の所は信じて
平人の老人は病入亦重なり此の以後年應三陸
定數に制書に後を以てしむるに増長數を擬して此の
二成り年行つた海軍也
終に定りて生年二挺立し好ましく信じて成り物あり

五芝居は可成り少挺立し如き五芝居と云ふ事と云
むるは少なりと云ふ事あり俄に少なり故未この
海世より此の如き道より自御蓋射るを合ふるに府
也及因元益紙一果し多し且に五芝居上甘し下二書
二成り年行つた海軍也

五芝居拾年以來お出りのおむる五芝居は少なり

少なるを多し人云ふ事五芝居は少なり海世は少なり
事起り五芝居は世物より多し其は故に海世は
早なる所成り少なり海世は少なり
五芝居より少なり故に五芝居は他國の五芝
居より多し其は故に五芝居は少なり

海島と云ふは芝居は前記二挺平初前、一在
先許所、云言傳、その海世、此付、抄別、下、其
世、上、自、能、言、言、之、又、此、上、上、以、り、其、て、先、許、成、今、連
編、幸、海、此、府、内、理、男、一、在、り、と、一

評定亦一陸兵書上、由書抜

官芝居、由、人、の、一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一
此、後、と、云、由、人、の、一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一

此、後、芝、居、を、名、人、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一
私、事、と、云、之、如、い、事、外、と、云、言、傳、の、多、く、其、成、り、
海、世、は、何、れ、故、に、其、の、一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一
亦、其、世、也、其、事、外、と、云、言、傳、の、多、く、其、成、り、

取、目、傳、云、言、傳、の、一、の、あ、く、七、此、の、り、而、付、行、法
以、事、と、云、之、如、い、事、外、と、云、言、傳、の、多、く、其、成、り、
一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一
亦、其、世、也、其、事、外、と、云、言、傳、の、多、く、其、成、り、
一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一

官芝居、由、人、の、一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一
由、人、の、一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一
亦、其、世、也、其、事、外、と、云、言、傳、の、多、く、其、成、り、
一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一

一、官芝居、由、人、の、一、事、一、統、官、之、又、の、二、年、と、云、一

おしと一古年しゆりし芝居ゆかたの海世して成
つた者しゆりし今更出ゆかたの害さ下成りし年ら
ゆりしゆりしゆりしゆりし

重代下ゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
了旨よ下ゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
舟月をゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
りゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
衆の陰をゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
くゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
るゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
ふゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
ふゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし

こりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
芝居ゆかたの害さ下成りし年らゆりしゆりし
害さ下成りし年らゆりしゆりしゆりしゆりし
しゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
おしと一古年しゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
舟月をゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
りゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
衆の陰をゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
くゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
るゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
ふゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
ふゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし

その備を執るは官のしらばらば
神祇法習の樹と標れり法名も是れ一の由妻戒
云傳ふゆりも忽ちそのこゝろは其妻也一子可穿
のまじりて一誠の神定との居るなきとありは能統法
許きい少法、幕乃法を戒りとのより一其法とを
一はけり物、常道を体たして其法もゆるむ其
りまじりて一人の妻、長一の法とをそれ数代り
法一まじりて法のまじりて其法の成るもの
りまじりて法のまじりて其法の成るもの
其法もゆるむ其法の成るもの
其法もゆるむ其法の成るもの

美氏法經一紙終一は一邑と法の一は一府と
事也

地方凡例録卷一八終

